

令和3年3月1日

厚生労働省 安全衛生部
労働衛生課長 高倉俊二殿

一般社団法人 日本渡航医学会
理事長 中野 貴司
公益社団法人 日本産業衛生学会
理事長 川上 憲人

一時帰国した海外長期滞在者（邦人）における
新型コロナワクチンの接種機会確保に関する要望

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、約 140 万人の邦人が海外に滞在しています（2019 年 10 月 1 日現在）¹⁾。3 か月以上の海外長期滞在者には、民間企業関係者、報道関係者、自由業関係者、留学生・研究者・教師、政府関係者およびその家族などが含まれ、多くは在留届を提出しています。諸外国での新型コロナワクチン接種において、ワクチンの流通、接種システム、有害事象発生時の医療機関へのアクセス、補償制度は滞在国によって異なるため、一部の邦人は日本国内での接種を希望することが予想されます。また、日本に一時帰国後、滞在国へ再入国する際に接種記録を要求される可能性もございます。

新型コロナワクチン接種における国内の現行制度では、「原則、居住地において接種を受けられることとし、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行う」とされる一方で、「新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる」とも記載されています²⁾。しかし、国内に戸籍があるものの住民票に記載がない海外長期滞在者が、日本へ一時帰国した際に接種を希望した場合、接種対象者として拡大解釈されるか疑問に感じます。また、一部の自治体では一時帰国による住民票の届出を容認しない場合もございます。

以上から、新型コロナワクチンの接種システムが十分に整備され、国民に広く接種できるようになった時期に、海外長期滞在者が一時帰国した際、接種対象者として容認する、任意接種として扱う、短期間の滞在でも住民票取得を容認するなどの方法で、日本国民として安心して接種を受ける権利を確保していただきたいと考えます。なお、本要望は海外長期滞在者を優先接種対象者として求めるものではありません。ご配慮のほど、何卒よろしく願い申し上げます。

1)外務省：海外在留邦人数調査統計

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>

2)新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.0 版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000740417.pdf>